

## 社団法人日本下水道管路管理業協会役員等退職金支給規程

### (総則)

第1条 社団法人日本下水道管路管理業協会の常勤役員及び常勤顧問(以下「役員等」という。)に対する退職金の支給については、この規程に定めるところによる。

### (退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員等が退職しまたは解任されたときにはその者に、役員等が死亡した時にはその遺族に支給する。

### (退職手当の額)

第3条 役員等の退職手当の額は、在職1ヶ月につき退職時における本給月額に60歳未満の期間にあつては100分の10、60歳以上65歳未満の期間にあつては100分の5を乗じて得た額とする。

### (在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、役員等に任命された日から起算して暦年に従って行なうものとし、1ヶ月に満たない端数を生じたときは、15日未満は切り捨て、15日以上は1ヶ月とする。

### (退職金の特別加算)

第5条 特に功績があつたと認められる場合には、会長は第3条により算出した額に特別加算することができる。

### (細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、社団法人日本下水道管路管理業協会職員退職金規程を準用する。

### 付 則

1 会長は、この規程による支給にあたって、社会情勢により支給額を増減することができる。

2 この規程は、平成5年10月1日から施行する。

### 付 則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

### 付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。